NIE 教育に新聞を

古い。この字を見ると、ああ、おれのことだなと思うようになりました。

ってみますか。

古くなると、しみじみ思うことがあります。自ん新しくなります。そんな所に行くと、どうも落ち着かない。そりゃそうえをしてテレビの位置を10センチくらい動かしました。そうしたらおこるんと、それに合わせてを変えなきゃなりん。若い時はそんな

みんなで憲法

北星学園大 岩本先生と考える

ケン：テスト前に風邪？　自己管理がなってないな（笑い）。
キミ：お父さんにうつされたの。病院に行ってって言っても、聞かないのよ。
ノリ：うちのおやじも「忙しいから休めん」って、すぐ言う。
クニ：それでも病院行かないと。だって、元気じゃないと、働けないじゃない。
ケン：でも、働き方改革で、仕事のやり方も変わるって聞いたよ。
キミ：そうだといいけど。お金がなくて、病院に行かない人もいるみたいだし。

健康に生きることは人権の基礎

憲法25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生存権って何だろう？

健康は人間にとって特別なものです。健康は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）の保障の中核をなす要素と言ってよいでしょう。国連で採択された社会権規約でも「到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」が人権として定められています。健康に生きることは、憲法や国際人権法でも認められた人権です。

健康に生きる権利は、人権の中でも特別です。第一に、健康は全ての人権の基礎です。健康でなければ、人権の行使は、不可能になるか不首尾に終わってしまいます。クニちゃんの言う通り、好きな仕事に就きたくても、お寺にお参りしたくても、政党の集会に参加したくても、体を壊してしまえば、それも難しくなります。その意味で、健康に生きる権利は「ベーシックな権利」です。

第二に、健康は他に代えることのできない価値を持ちます。生活するために、お金は必要です。家族のために頑張るノリ君のお父さんが、仕事を休めないと言う気持ちも分かります。しかし、趣味の魚釣りを諦めて、休日に仕事に出るのと、病気を押して仕事に出るのとは全然違います。自由な時間をとるか、お金をもっと稼ぐかは、個人の選択の問題ですが、健康を犠牲にして何かを得るということは、普通考えられないからです。

第三に、健康面に生じる不平等は、他の社会的な不平等以上に避けなければなりません。病気が人生の夢や希望に影響を与えるように、健康の不平等は人生における機会の不平等に直結します。ケン君は健康も自己責任と思っているようですが、キミちゃんが言うように、自己責任とは言えない貧困や差別が、健康の格差の原因となっているとの研究もあります。社会のあり方が健康の格差を生み出しているならば、国には、健康に生きる権利を等しく保障するために積極的な対策を講ずる責任があります。

政府は「働き方改革」の一つの柱として裁量労働制の拡大を打ち出しました。政府は、自分の判断で出勤時間や勤務形態を決めることは、働く人に多くの選択肢を与えて、自由を拡大すると説明します。しかし、働く自由や機会の拡大と、健康とは同じ土俵で比較できません。〈過労で倒れる人が何人かいても、多くの人にとって働く自由が増えるならば、社会にとって望ましい〉という議論は成り立ちません。政府は、働く人の健康にどのような影響があるかを正しいデータに即して、慎重に検討すべきです。健康に生きる権利の意義を考えれば、裁量労働制の拡大が今国会への提出が見送られたのは当然です。

みなさんの感想や意見を募集します。学生生活での悩みや疑問も一緒に考えてみましょう。投稿は北海道報道部「みんなで憲法」係（Eメールhoudou@mainichi.co.jp）へ。

岩本一郎（いわもと・いちろう）　1965年北見市生まれ。北海道大卒。2005年から北星学園大経済学部教授。憲法学が専門。法哲学・政治学のゼミなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組む。著書に「絵で見てわかる人権」。